

ひょうご多文化共生社会推進懇話会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ひょうご多文化共生社会推進懇話会開催要綱第5条第2項の規定に基づき、ひょうご多文化共生社会推進懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、次の者をいう。

本傍聴要領第3条に基づき、懇話会の傍聴が確定した者。

(傍聴者の入場)

第3条 傍聴希望者は、会議の当日、開会予定時刻の30分前までに、受付で傍聴申出書（様式第1号）に必要事項を記入すること。

2 会場の都合上、傍聴定員は10名とする。

3 開会予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

4 開会予定時刻の30分前の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。

5 傍聴が確定した者は、事務局が交付する傍聴券（様式第2号）を必ず携帯すること。

(入場の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者は、入場してはならない。

(1) 銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 前各号に掲げる者のほか、懇話会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、懇話会の運営を補佐する職員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 異様な服装をしないこと。

(3) 飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 懇話会の言論に批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(5) 私語、談笑、拍手等懇話会を妨害するような行為をしないこと。

(6) 許可を受けずに撮影、録音等をしないこと。

(7) その他会場の秩序を乱すような言動をしないこと。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴券の通用期間)

第7条 傍聴券は交付当日に限り通用する。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴券を返還しなければならない。

(退場命令)

第9条 懇話会を主宰する者は、傍聴者がこの規則に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年5月25日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(様式第2号)

No.

傍 聴 券

日 時 令和 年 月 日 () 時～ 時

場 所

傍聴者 氏名

住所

※ 本券は当日限り有効です。また、本券は必ず携帯してください。

兵庫県産業労働部国際局国際課